

群馬県指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）に対する指導実施要綱

1 目的

この要綱は、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第66条に基づき、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の事業者であった者に対して行う指導及び自主点検（以下「指導等」という。）について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付に関する業務等の円滑な実施を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導等は、指定自立支援医療機関若しくは指定自立支援医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の事業者であった者が、「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程」（平成18年厚生労働省告示第66号）等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援医療給付に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 対象機関

全ての指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を対象とする（ただし、中核市所管分を除く）。

4 指導等の方法

指導等の方法は、次のとおりとする。

（1）自主点検

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は、別紙1「主眼事項及び着眼点（指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）」に基づき、別紙2「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）自主点検票」（以下「自主点検票」という。）を用いて、指定更新時に自主点検を実施するものとする。

①自主点検票の提出

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）は指定更新の際に、実施した自主点検票を指定更新申請書類に添えて県に提出するものとする。

（2）実地指導

県は、提出された自主点検票の内容を確認し、必要に応じて、実地指導を行う。

なお、実地指導において、著しい療養担当規程違反や不正な請求が疑われる場合は、実施指導を中止し、直ちに監査を行うものとする。

附則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。